

工 事 概 要 等 報 告 書

事業番号	多食セ建工第 1 号	事業名	(仮称)多治見市食育センター建設工事 建築工事	種 別	建築一式																																										
(事業の概要)			(入札参加資格)																																												
<p>【工事概要】 建築工事</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1. 直接仮設工事</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>2. 土工事</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>3. 地業工事</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>4. 鉄筋工事</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>5. コンクリート工事</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>6. 型枠工事</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>7. 鉄骨工事</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>8. 組積工事</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>9. 防水工事</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>10. 石工事</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>11. タイル工事</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>12. 木工事</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>13. 屋根工事</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>14. 金属工事</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>15. 左官工事</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>16. 建具工事</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>17. ガラス工事</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>18. 塗装工事</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>19. 内外装工事</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>20. ユニット工事</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>21. 外構工事</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> </table>			1. 直接仮設工事	1式	2. 土工事	1式	3. 地業工事	1式	4. 鉄筋工事	1式	5. コンクリート工事	1式	6. 型枠工事	1式	7. 鉄骨工事	1式	8. 組積工事	1式	9. 防水工事	1式	10. 石工事	1式	11. タイル工事	1式	12. 木工事	1式	13. 屋根工事	1式	14. 金属工事	1式	15. 左官工事	1式	16. 建具工事	1式	17. ガラス工事	1式	18. 塗装工事	1式	19. 内外装工事	1式	20. ユニット工事	1式	21. 外構工事	1式	<p>第1 共通資格要件 本工事は、単体企業による単独施工又は特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工とする。共同企業体を結成する場合には、構成員数を代表構成員1者及び構成員1者の計2者とし、自主結成とする。単体企業又は共同企業体の代表構成員及び構成員は、この公告の日(以下「公告日」という。)において、多治見市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者で、公告日現在において多治見市指名停止措置要領(平成29年告示第45号)の規定による指名停止を受けていないものでなければならない。また、公告日から入札日までの期間中に指名停止を受けた場合は、この入札の参加資格を失うものとする。</p> <p>第2 個別資格要件 1 単体企業により施工する場合 次のすべてを満たすこと。 ア 多治見市競争入札参加資格審査要綱(平成元年告示第91号。以下「審査要綱」という。)第6条第2項の規定により建築一式工事の競争入札参加資格があると認定されていること。 イ 公告日現在において、岐阜県内又は愛知県内に本社又は入札及び契約締結に関する権限を会社の代表者から委任された者を有する支社(営業所等を含む。)を置き、審査要綱第7条第1項の規定により名簿に登録されていること。 ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく特定建設業の許可(以下「特定建設業許可」という。)を受け、同法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果通知書(公告日現在において最新のものに限る。以下「審査結果」という。)の建築一式工事の総合評定値が1,200点以上であり、5年以上の営業実績があること。 エ 公告日の過去10年間に、学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する共同調理場であって一日当たり5,000食以上の副食を調理する能力を有する施設を施工した実績を有すること。ただし、当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績であるときは、共同企業体の代表構成員の地位をもって施工したものに限る。 オ 現場代理人、監理技術者及び主任技術者を工事現場に専任で配置すること。ただし、現場代理人は監理技術者を兼ねることができる。</p> <p>2 共同企業体により施工する場合 (1)代表構成員 次のすべてを満たすこと。 ア 審査要綱第6条第2項の規定により建築一式工事の競争入札参加資格があると認定されていること。 イ 公告日現在において、岐阜県内又は愛知県内に本社又は入札及び契約締結に関する権限を会社の代表者から委任された者を有する支社(営業所等を含む。)を置き、審査要綱第7条第1項の規定により名簿に登録されていること。 ウ 特定建設業許可を受け、審査結果の建築一式工事の総合評定値が1,200点以上であり、5年以上の営業実績があること。 エ 公告日の過去10年間に、学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する共同調理場であって一日当たり5,000食以上の副食を調理する能力を有する施設を施工した実績を有すること。ただし、当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績であるときは、共同企業体の代表構成員の地位をもって施工したものに限る。 オ 現場代理人及び監理技術者を工事現場に専任で配置すること。ただし、現場代理人は監理技術者を兼ねることができる。</p> <p>(2)構成員 次のア及びエを満たし、かつ、イ又はウのいずれかを満たすこと。 ア 審査要綱第6条第2項の規定により、建築一式工事の競争入札参加資格があると認定され、審査要綱第7条第1項の規定により名簿に登録されていること。 イ 公告日現在において、多治見市に本社を置き、特定建設業許可を受け、審査結果の建築一式工事の総合評定値が750点以上であり、5年以上の営業実績があること。 ウ 公告日現在において、土岐市、瑞浪市、恵那市又は中津川市のいずれかに本社を置き、特定建設業許可を受け、審査結果の建築一式工事の総合評定値が870点以上であり、5年以上の営業実績があること。 エ 主任技術者を工事現場に専任で配置すること。</p> <p>(3)共同企業体の出資比率 1 代表構成員の出資比率は、共同企業体を構成する者のうち最大とする。 2 構成員の出資比率は、共同企業体のうち30%以上とする。</p>		
1. 直接仮設工事	1式																																														
2. 土工事	1式																																														
3. 地業工事	1式																																														
4. 鉄筋工事	1式																																														
5. コンクリート工事	1式																																														
6. 型枠工事	1式																																														
7. 鉄骨工事	1式																																														
8. 組積工事	1式																																														
9. 防水工事	1式																																														
10. 石工事	1式																																														
11. タイル工事	1式																																														
12. 木工事	1式																																														
13. 屋根工事	1式																																														
14. 金属工事	1式																																														
15. 左官工事	1式																																														
16. 建具工事	1式																																														
17. ガラス工事	1式																																														
18. 塗装工事	1式																																														
19. 内外装工事	1式																																														
20. ユニット工事	1式																																														
21. 外構工事	1式																																														

工 事 概 要 等 報 告 書

事業番号	多食セ建工第 2 号	事業名	(仮称)多治見市食育センター建設工事 電気設備工事	種 別	電気
(事業の概要)			(入札参加資格)		
<p>【工事概要】 屋内設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受変電設備 1式 ・幹線設備 1式 ・動力設備 1式 ・電灯設備 1式 ・非常照明設備 1式 ・誘導灯設備 1式 ・コンセント設備 1式 ・構内情報通信網設備 1式 ・情報表示設備(時間表示) 1式 ・拡声設備 1式 ・誘導支援設備(トイレ呼出) 1式 ・テレビ共同受信設備 1式 ・監視カメラ設備 1式 ・自動火災報知設備 1式 ・自動閉鎖設備 1式 ・ガス漏れ警報設備 1式 <p>屋外設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ室動力設備 1式 ・ポンプ室電灯設備 1式 ・外灯設備 1式 ・構内配電線路 1式 ・構内通信線路 1式 			<p>第1 共通資格要件 本工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工とする。また、共同企業体の構成員数は、代表構成員1者、構成員1者の計2者とし、自主結成とする。代表構成員及び構成員は、この公告の日(以下「公告日」という。)において、多治見市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者で、公告日現在において多治見市指名停止措置要領(平成2年告示第45号)の規定による指名停止を受けていないものでなければならない。また、公告日から入札日までの期間中に指名停止を受けた場合は、この入札の参加資格を失うものとする。</p> <p>第2 個別資格要件</p> <p>1 代表構成員 次のすべてを満たすこと。 ア 多治見市競争入札参加資格審査要綱(平成元年告示第91号。以下「審査要綱」という。)第6条第2項の規定により電気工事の競争入札参加資格があると認定されていること。 イ 公告日現在において、岐阜県内に本社を置き、審査要綱第7条第1項の規定により名簿に登録されていること。 ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく特定建設業の許可(以下「特定建設業許可」という。)を受け、同法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果通知書(公告日現在において最新ののものに限る。以下「審査結果」という。)の電気工事の総合評定値が870点以上であり、5年以上の営業実績があること。</p> <p>2 構成員 次のアを満たし、かつ、イ又はウのいずれかを満たすこと。 ア 審査要綱第6条第2項の規定により、電気工事の競争入札参加資格があると認定され、審査要綱第7条第1項の規定により名簿に登録されていること。 イ 公告日現在において、多治見市に本社を置き、特定建設業許可を受け、審査結果の電気工事の総合評定値が600点以上であり、5年以上の営業実績があること。 ウ 公告日現在において、土岐市、瑞浪市、恵那市又は中津川市のいずれかに本社を置き、特定建設業許可を受け、審査結果の電気工事の総合評定値が870点以上であり、5年以上の営業実績があること。</p> <p>第3 共同企業体の出資比率</p> <p>1 代表構成員の出資比率は、共同企業体を構成する者のうち最大とする。 2 構成員の出資比率は、共同企業体のうち30%以上とする。</p> <p>第4 その他 代表構成員は電気工事に係る監理技術者を、構成員は電気工事に係る主任技術者を工事現場に専任で配置すること。</p>		

工 事 概 要 等 報 告 書

事業番号	多食セ建工第 3 号	事業名	(仮称)多治見市食育センター建設工事 機械設備工事	種別	管
<p>(事業の概要)</p> <p>【工事概要】</p> <p>空調調和設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調機器設備 1式 ・空調ダクト設備 1式 ・空調配管設備 1式 ・換気機器設備 1式 ・換気ダクト設備 1式 ・自動制御設備 1式 <p>衛生設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生器具設備 1式 ・給水設備 1式 ・排水設備 1式 ・給湯設備 1式 ・蒸気設備 1式 ・消火設備 1式 ・油設備 1式 ・ガス設備 1式 <p>屋外設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外給水設備 1式 ・屋外排水設備 1式 ・屋外消火設備 1式 ・屋外ガス設備 1式 ・自動制御設備 1式 			<p>(入札参加資格)</p> <p>第1 共通資格要件</p> <p>本工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工とする。また、共同企業体の構成員数は、代表構成員1者、構成員1者の計2者とし、自主結成とする。代表構成員及び構成員は、この公告の日(以下「公告日」という。)において、多治見市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されている者で、公告日現在において多治見市指名停止措置要領(平成2年告示第45号)の規定による指名停止を受けていないものでなければならない。また、公告日から入札日までの期間中に指名停止を受けた場合は、この入札の参加資格を失うものとする。</p> <p>第2 個別資格要件</p> <p>1 代表構成員</p> <p>次のすべてを満たすこと。</p> <p>ア 多治見市競争入札参加資格審査要綱(平成元年告示第91号。以下「審査要綱」という。)第6条第2項の規定により管工事の競争入札参加資格があると認定されていること。</p> <p>イ 公告日現在において、岐阜県内に本社を置き、審査要綱第7条第1項の規定により名簿に登載されていること。</p> <p>ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく特定建設業の許可(以下「特定建設業許可」という。)を受け、同法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果通知書(公告日現在において最新ののものに限る。以下「審査結果」という。)の管工事の総合評定値が870点以上であり、5年以上の営業実績があること。</p> <p>2 構成員</p> <p>次のアを満たし、かつ、イ又はウのいずれかを満たすこと。</p> <p>ア 審査要綱第6条第2項の規定により、管工事の競争入札参加資格があると認定され、審査要綱第7条第1項の規定により名簿に登載されていること。</p> <p>イ 公告日現在において、多治見市に本社を置き、特定建設業許可を受け、審査結果の管工事の総合評定値が600点以上であり、5年以上の営業実績があること。</p> <p>ウ 公告日現在において、土岐市、瑞浪市、恵那市又は中津川市のいずれかに本社を置き、特定建設業許可を受け、審査結果の管工事の総合評定値が870点以上であり、5年以上の営業実績があること。</p> <p>第3 共同企業体の出資比率</p> <p>1 代表構成員の出資比率は、共同企業体を構成する者のうち最大とする。</p> <p>2 構成員の出資比率は、共同企業体のうち30%以上とする。</p> <p>第4 その他</p> <p>代表構成員は管工事に係る監理技術者を、構成員は管工事に係る主任技術者を工事現場に専任で配置すること。</p>		

工 事 概 要 等 報 告 書

事業番号	多土開工 1号	事業名	多治見高田テクノパーク造成及び土岐・多治見北部連絡道路建設工事	種別	土木一式
<p>(事業の概要)</p> <p>造成工事 (準備工、仮設防災工、土工、法面工、舗装工、擁壁工、調整池工、排水工、環境整備工、消防水利工) 1式</p> <p>道路建設工事 (道路土工、法面工、舗装工、擁壁工、排水構造物工、管渠工、柵工、防護柵工、縁石工、区画線工、構造物取壊し工) 1式</p>			<p>(入札参加資格)</p> <p>(1) 本工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)での共同施工とし、共同企業体の構成員数は「代表構成員」1者、構成員2者の計3者で、結成は自主結成とする。また、代表構成員と構成員は同一業者であってはならない。代表構成員及び構成員は、この公告の日(以下「公告日」という。)において、多治見市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されているもので、公告日現在、多治見市指名停止措置要領(平成2年告示第45号)の規定に基づく指名停止期間がないこと。なお、公告日から入札日までに代表構成員、構成員のいずれかが指名停止を受けた場合は、この入札の参加資格を失うものとする。</p> <p>(2) 代表構成員、構成員の資格要件 【代表構成員】 次の①から④を満たすこと。 ①多治見市競争入札参加資格審査要綱(平成元年告示第91号。以下「審査要綱」という。)第6条2項の規定により、土木一式工事に入札参加資格があると認定され、公告日現在、審査要綱第7条1項の規定により、岐阜県内に本店又は入札及び契約締結に関する会社代表者からの委任を受けた者を有する支店若しくは営業所等(以下「支店等」という。)として名簿に登録されていること。 ②建設業法(昭和24年法律第100号)第15条規定に基づく特定建設業許可を有し、5年以上の営業実績があること。 ③当該工事に対応する建設業についての管理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。 ④建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の2第3第1項の規定に基づく公告日現在最新の経営事項審査結果通知書に記載されている、土木一式工事の総合評定値が1000点以上であること。 【構成員】 次の①から④を満たすこと。 ①審査要綱第6条2項の規定により、土木一式工事に入札参加資格があると認定され、公告日現在、名簿に登録されていること。 ②建設業法第15条の規定に基づく特定建設業許可を有し、営業年数が5年以上であること。 ③当該工事に対応する建設業についての管理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。 ④公告日現在、審査要綱第7条1項の規定により、多治見市内に本店又は入札及び契約締結に関する会社代表者からの委任を受けた者を有する支店若しくは営業所等として名簿に登録されており、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の2第3第1項の規定に基づく公告日現在最新の経営事項審査結果通知書に記載されている、土木一式工事の総合評定値が750点以上であること。 (3) 共同企業体の出資比率 ①代表構成員の出資比率は、3者のうち最大であること。 ②構成員の出資割合は、それぞれ20%以上とすること。 (4) 技術者の配置 技術者の配置については、次の基準を満たす者を当該工事に専任で配置すること。なお、現場代理人は管理技術者を兼ねることができる。 ①管理技術者(土木一式) 建設業法第27条の18に規定する指定建設業監理技術者資格証の交付を受けた者。 ②主任技術者 主任技術者となりうる国家資格を有する者。 (5) 代表構成員の同種工事の完了実績 代表構成員は、公告日以前の過去15年間に、国又は地方公共団体、土地開発公社等が発注した同種工事を受注し、完了させた実績があること。 同種工事とは、開発面積10ha以上の造成工事とする。</p>		